

杉並区飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業(一般申し込み)

杉並区では、飼い主のいない猫を適正に管理し、猫が増えないよう見守りをする活動を支援するため、飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業を実施しています。この事業は、東京都獣医師会の協力により、区が飼い主のいない猫の不妊去勢手術等の費用を助成するものです。

なお、手術費等の助成にあたり、承認の可否について審査を行います。(申請しても、承認条件を満たしていない場合は助成を受けることができません)

1 対象猫

杉並区内に生息し適正管理されている飼い主のいない猫

2 対象者

- (1) 飼い主のいない猫を適正管理する区民(個人)
- (2) 飼い主のいない猫を適正管理する区民を中心としたグループ

3 助成内容

区から承認を受けた猫は、区が指定された動物病院で以下の処置を受けることができます。
なお、手術の際に一定額の支払いが必要です。

【受けられる手術等】

- (1) 不妊又は去勢手術
- (2) 耳先カット
- (3) 猫3種ワクチン接種
- (4) 寄生虫駆除(ノミ・内部寄生虫)
- (5) マイクロチップの挿入・登録
- (6) 墮胎(妊娠中のメスのみ)

【費用】

1匹につき オス2千円 メス4千円

【動物病院に搬送した猫が手術済みだった場合】

「受けられる手術等」のうち、(2)～(5)の処置を受けることができます。

その場合、費用はかかりません。

【猫が病気やけがをしていた場合】

病気やけがの治療費は助成対象ではありませんので、検査や治療、投薬などを行った場合は自己負担となります。

4 承認条件

- (1) 「飼い主のいない猫の世話・杉並ルール」に基づいた適正飼養を行っている。
- (2) 猫の世話をする人(活動員)が1人以上いる。(個人で申請する場合は、申請者自身が猫の世話をしている)
- (3) 給餌場所及び給餌場所に隣接する世帯に活動の理解を得ている。

5 申請及び承認の手続き

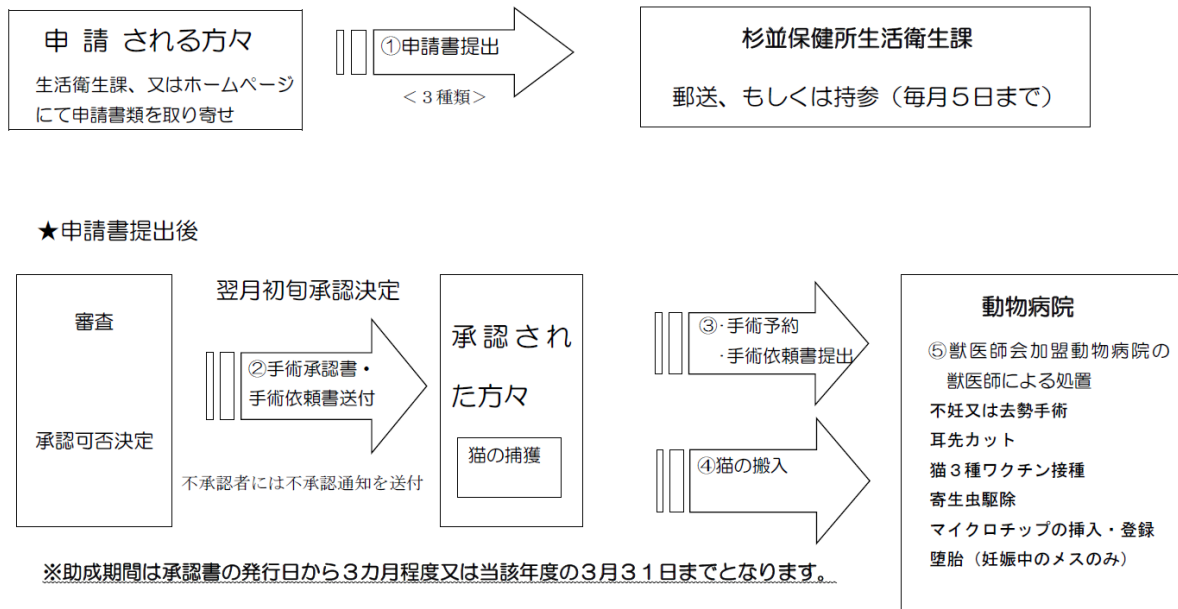
(1)～(3)の書類を期日までに杉並保健所生活衛生課へ提出してください。(持参又は郵送) 区で申請内容を審査した後、承認の可否を決定し、申請者に結果を通知します。

- (1) 飼い主のいない猫手術希望申請書
- (2) 飼い主のいない猫を増やさない活動協力者名簿
- (3) 管理猫一覧

6 注意事項

- (1) 対象数に限りがありますので、申請した猫すべてが承認されるとは限りません。
- (2) 猫の捕獲・動物病院への搬送は申請者が行ってください。
- (3) 申請から承認までのスケジュールは以下のとおりです。

「飼い主のいない猫を増やさない活動」支援事業の流れ



問い合わせ・申請書提出先

〒167-0051 杉並区荻窪 5-20-1
杉並保健所生活衛生課動物衛生担当
電話 03-3391-1991